



平成 19 年 2 月 14 日

各 位

東京都港区浜松町一丁目 27 番 16 号

株式会社インフォマート

代表取締役社長 村上 勝照

(コード番号：2492 東証マザーズ)

問い合わせ先 常務取締役兼管理本部長

藤田 尚武

電話 (03)5777-1710

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 19 年 3 月 28 日開催予定の第 9 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ①会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります。(変更案第4条、第7条及び第9条)
 - ②定款に定めを設けることにより、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき情報を会社法施行規則及び会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様に提供したものとみなすことが可能となったことから、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります。(変更案第13条)
 - ③株主総会における代理人による議決権行使に関し、代理人の人数を1名に制限するため、規定を変更するものであります。(変更案第16条)
 - ④定款に定めを設けることにより、取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議をのべなかった場合に、取締役会の決議があったものとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定の新設を行うものであります。(変更案第24条第2項)
 - ⑤社外監査役の責任免除について、責任限定契約の締結が可能となったため、有能な人材の確保を容易にすべく、規定の新設を行うものであります。(変更案38条第2項)
 - ⑥会社法に対応した用語及び引用条文の変更を行うとともに、一部字句の修正、条数の変更、必要な規定の整備その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社が平成18年8月8日に東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場したことに伴い、当社の発行する

株券は「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）に基づき株式会社証券保管振替機構の取扱銘柄となり、その制度に加入いたしましたので、これに対応し、所要の変更を行うものであります。（変更案第9条及び第13条）

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は改定箇所を示します）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、株式会社インフォーマートと称し、英文ではInfomart Corporationと表示する。</p> <p>（目的） 第2条 1. ～11.（条文の記載省略） 12. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（公告の方法） 第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、112,720株とする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>（自己株式の取得） 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>（名義書換代理人） 第7条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条 （現行どおり）</p> <p>（目的） 第2条 <u>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</u> 1. ～11. （現行どおり） 12. 前各号に付帯<u>関連</u>する一切の業務</p> <p>（本店の所在地） 第3条 （現行どおり）</p> <p>（機関） 第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u></p> <p>（公告方法） 第5条 （現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、112,720株とする。</p> <p>（株券の発行） 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>（自己株式の取得） 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>（株主名簿管理人） 第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の発行する株券の種類、<u>株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録、端株原簿の記載又は記録、端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出の手續ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>	<p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める<u>順序により</u>、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる</u>。</p> <p>(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する</u>。</p> <p>2 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、<u>その議決権を行使することができる</u>。</p> <p>2 <u>前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない</u>。</p> <p>(議事録) 第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において<u>定めた順序に従い</u>、他の取締役が<u>その任に当たる</u>。</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって<u>行う</u>。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載又は記録する</u>。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役の員数) 第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 当会社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する</u>。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法) 第19条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p>
<p>(新設)</p> <p>2 <u>取締役の選任については、累積投票によらない</u>。</p>	<p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</u>。</p> <p>3 <u>当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらない</u>。</p>
<p>(取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、<u>前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする</u>。</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時までとする</u>。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第18条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集手続) 第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(役付取締役) 第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を選任し、必要に応じて、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役) 第21条 取締役社長は、当会社を代表し、会社の常務を統轄する。 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。 (新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長ならびに出席取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。 2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選任する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選任し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がその任に当たる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。 2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程) 第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第25条 取締役の報酬の総額及び退職慰労金の総額は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第28条 当社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (新設)</p> <p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として、<u>選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第30条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第32条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選任する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集手続) 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>2 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金) 第35条 監査役の報酬の総額及び退職慰労金の総額は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規程) 第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p>2 当社は社外監査役との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任) 第39条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第40条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第37条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、各営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第38条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、中間配当をなすことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第40条 利益配当金及び中間配当金が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第45条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 19 年 3 月 28 日 (水)
定款変更の効力発生日(予定) 平成 19 年 3 月 28 日 (水)

以上